

地下水に着目した法定外税 ～営利目的の採水ないし県外移出に対する課税の発案者としてのご説明～

神奈川大学経営学部 教授 青木 宗明

1、これまでの経緯

- 2005年6月～2006年7月 山梨県「ミネラルウォーターに関する税」検討会
7月27日 検討会報告書提出
https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/houkoku_mw_kentou.html
 - メディア報道等で混同されることが多いので、あえて強調しておくが、2005年の「ミネラルウォーターに関する税」と今回の法定外税構想とは、まったく関係がない。共通するのは地下水という1点だけであり、課税の理論には一切の関連性は存在しない。
 - 2005年の構想の概要と理論上の過誤については、本日の最後にお話しします。
- 2018年9月 山梨県議会「ミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会」設置
- 10月11日 同委員会にて青木がレクチャー
- 2019年1月25日 青木が追加のアドバイス
- 3月15日 山梨県議会2月定例会にて「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」の議員提案・可決
https://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/documents/h30_tिकासunityakumokusitahouteigaizeidounyunikansuruteigen.pdf

2、正しく認識すべき「課税の根拠」

- 新たな法定外税の理論・理屈を説明するに先立って、説明で用いる用語について、誤解されると危険なので、まずはこの点を明確にしておきたい。
- 一般にイメージされる意味での「課税の根拠」というものは存在しない。
すなわち、この(このような)納税者については、この(これらの)税を課するのは正当化され、この水準の税を負担するのが妥当といった意味での「課税の根拠」は存在しない。
- 例えば、個人がなぜ所得税を負担すべきなのか、納税後に残る所得で行う消費にもなぜ課税されるのか、さらには購入の際に消費税を支払った資産がなぜ保有しているだけで課税の対処になるのか、なんびとも説明できないであろう。
法人の場合はさらに混迷は深まる。個人と異なり投票権を持たない法人になぜ課税がなされるのか、法人税のみならず法人事業税、さらには住民ではないのに法人住民税まで課税されるのは正当なことなのか、説明のできる学者は誰一人いない。
- 唯一の例外は、温暖化対策税(正当な意味での環境税)であり、汚染者負担原則(PPP = polluter-pays principle)に基づく課税。この課税は、環境汚染者に税という経済的な負担を課すことで、汚染行為(温暖化ガスの排出)を抑制させることを目的にする。したがって、納税者も課税すべき行為も明確であり、負担水準の考え方にも理屈を通せる。これが唯一の例外。
- このように課税の根拠というのは、一般に考えられるのと違って存在しない。その理由を話すと長くなるので、後に多少の説明はするが、基本的にはご質問があればお答えするというにしたい。ただし、根拠がないと言いほって課税構想を進めることはできないし、すべきでもない。そのため、以下で説明してゆくように、一般に考えられる意味と異なる意味での課税の根拠を示してゆくことになる。すなわち、その課税がなぜ必要とされ、課税客体としてなぜそれが選択され、納税者がなぜ誰それになるのかといった、課税構想のすべてにおいて徹頭徹尾、論理的に破綻のない説明が、課税の根拠となるのである。

3、地下水に着目した法定外税の課税根拠

(1) 地下水に着目した法定外税の必要性

～なぜ地下水への法定外税が正当化されるのか～ <その1>

① 地方自治、民主主義、課税自主権の重要性

- ・ 10年以上にわたって、住民の代表である県議会が地下水への課税を構想している。
- ・ この事実は非常に重要であり、真剣に受け止められるべき。

② 自主財源、「財政の自治」の重要性

- ・ 自主財源は、地方自治の「根幹」であり、民主主義の「基盤」である。
→ 住民に十分な行政説明を行い、納得してもらった上で、その経費となる税を納めてもらう。
- ・ 実際、山梨県議会の「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」においても、以下の記述がなされている。

「自主財源が乏しく、大変厳しい財政状況にある中で、本県が魅力ある地域づくりを推進していくためには、新たな税源を創設し、財政の安定・強化を図ることが、必要不可欠である」

https://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h30_tikasuinityakumokusitahouteigaizeido/unyunikansuruteigen.html

- ・ これは正しい認識であり、絶対的に重要なこと。
ただし住民に正しく伝わるか、住民が理解するかどうかは難しい？
- ・ 住民どころか首長も公務員も、「自主財源の重要性は分かるけど、でも依存財源で何が悪いのか？依存財源でいいじゃない」という風潮。
- ・ そのため、同じことを別の説明で行う必要があるように思われる。すなわち・・・

③ 依存財源（地方交付税、国庫補助）の危険性と嘲笑～だから自主財源の拡充が必要～

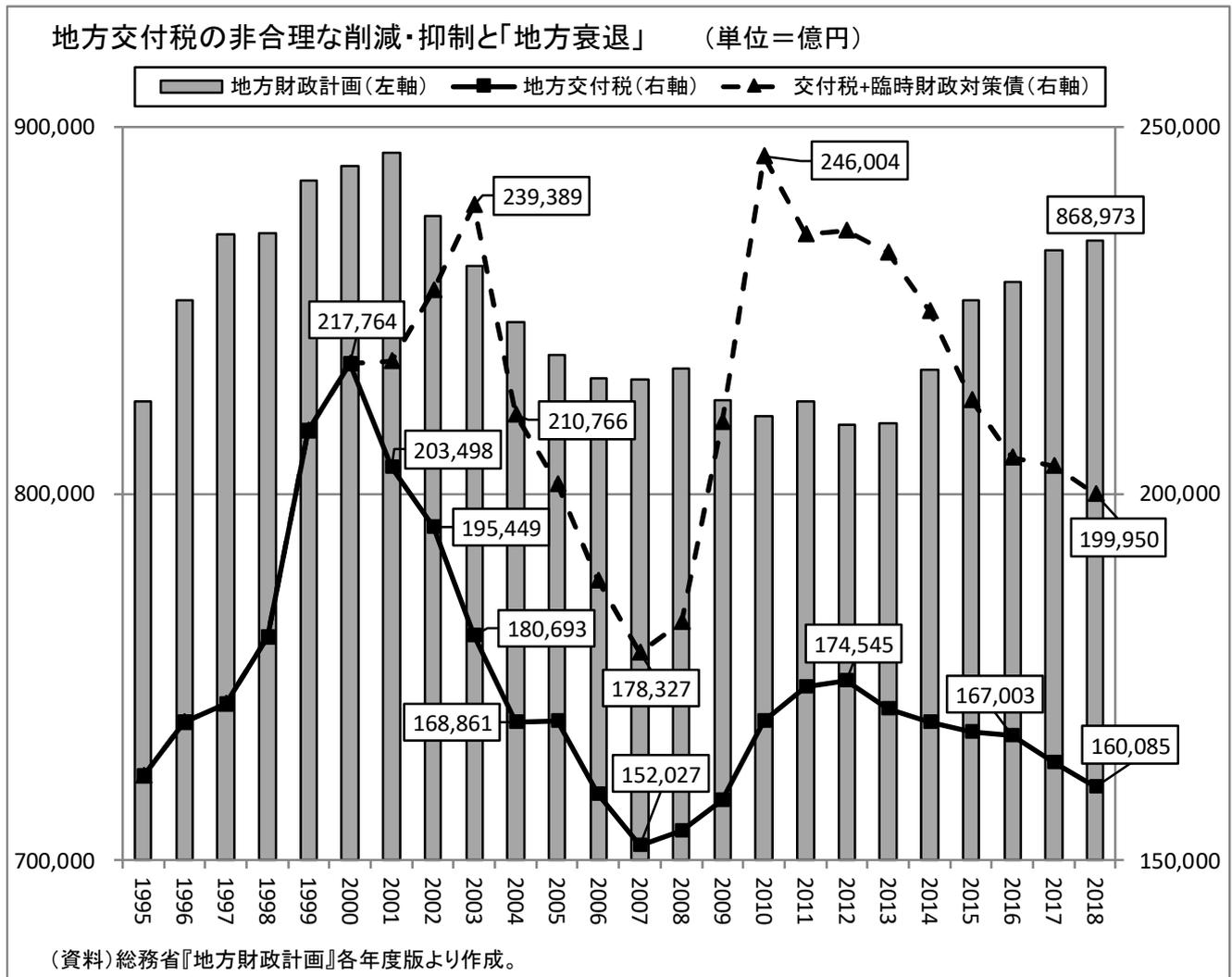
- ・ 山梨県の歳入で、最大なのは、約28%を占める地方交付税。
自主財源である県税は、おおよそ2割程度で、地方交付税の6割程にしか相当しない。

山梨県の歳入の状況（2015年-2018年の歳入額と構成比）

	2018年		2017年		2016年		2015年	
	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比	収入済額	構成比
県税	97,030,881,627	21.3%	94,574,283,379	20.6%	95,409,570,065	20.7%	97,699,963,751	20.6%
地方消費税清算金	32,598,059,484	7.1%	31,011,793,489	6.8%	30,150,669,456	6.5%	33,636,948,567	7.1%
地方譲与税	15,147,087,000	3.3%	13,579,881,000	3.0%	13,195,764,000	2.9%	15,629,092,064	3.3%
地方特例交付金	348,649,000	0.1%	299,451,000	0.1%	271,298,000	0.1%	264,931,000	0.1%
地方交付税	128,726,263,000	28.2%	128,062,585,000	27.9%	128,342,018,000	27.8%	133,192,079,000	28.1%
交通安全対策特別交付金	257,627,000	0.1%	276,287,000	0.1%	282,236,000	0.1%	292,566,000	0.1%
分担金・負担金	2,506,158,445	0.5%	2,523,452,630	0.5%	2,082,490,695	0.5%	1,966,354,897	0.4%
使用料・手数料	7,506,955,114	1.6%	7,667,421,224	1.7%	7,742,287,545	1.7%	7,149,084,630	1.5%
国庫支出金	58,476,654,659	12.8%	55,407,137,878	12.1%	56,185,974,475	12.2%	59,542,447,513	12.6%
財産収入	631,734,746	0.1%	617,139,215	0.1%	1,361,233,122	0.3%	1,461,087,719	0.3%
寄附金	191,997,213	0.0%	189,715,991	0.0%	175,269,260	0.0%	168,691,121	0.0%
繰入金	18,778,994,028	4.1%	26,524,761,350	5.8%	26,367,833,601	5.7%	25,608,449,040	5.4%
繰越金	7,293,585,176	1.6%	5,975,486,217	1.3%	6,227,602,713	1.3%	10,168,546,381	2.1%
諸収入	27,022,798,209	5.9%	27,487,580,529	6.0%	27,203,533,960	5.9%	28,844,165,938	6.1%
県債	59,936,000,000	13.1%	64,616,600,000	14.1%	66,966,200,000	14.5%	58,629,300,000	12.4%
合計	456,453,444,701	100%	458,813,575,902	100%	461,963,980,892	100%	474,253,707,621	100%
合計額の増減率	-0.5%		-0.7%		-2.6%		-2.3%	

(資料) 山梨県出納局『決算の状況』各年度版。

- 危険性と嘲笑のうち、まずは前者の危険性から・・・
決して忘れてはならない2003年年末、財政課の大パニック、「2004年地方交付税ショック」。



- 削減の理由はもっぱら国の都合・・・国の財政赤字、財政再建に向けた財務省の考えと思惑。財政再建の障害は「地方財政費(地方交付税)」と「社会保障費(医療・年金)」なので、この2つを潰せば良い。
- この思惑で交付税は大幅削減、それ以来、地方の財源難は常に深刻化し、その結果として地域の衰退、シャッター商店街、限界集落・消滅自治体等々・・・
- ここで決定的・致命的な事実は、「地方交付税によって、標準的な行政水準に要する財源は保障されるというわが国の伝統的な地方税財政システムが崩壊したこと」 ← 以下で見る「法定外税の必要性の④」につながる。
- 交付税や国庫支出金、最近では地方譲与税、こういった財源に依存する状態は、地方自治体が官僚の掌で踊らされている羊の群れの状態。2004年のような大幅削減が起きても、掌から逃れられず、鳴き声を上げるだけで終わる。
- 非合理的な削減が再び起きない保障はない・・・どころか、普通に考えれば再現する危険性は高いなぜならば、国の財政状況は深刻化し続けているし、次のような嘲笑も減らないし・・・
- 次に財源を依存することへの嘲笑・・・私の考えではまったくありません！あくまでも交付税を削減したい側(官僚、御用学者・エコノミスト)の意見であり、私は常に反論しています。
- 何も努力しなくても、標準行政の財源が足りなくなれば国からもらえるんだから、地方自治体って楽なもんだよね、効率的に行政をやろうという意欲など持てるはずないよね。

- ・ 無駄な仕事をして、財源を無駄に使っても、自分の腹が痛まない「ヒトのカネ」だから、住民から文句も言われなし、行政責任が自分にあるという自覚は持てるはずもなく、ぜんぶが国の責任みたいな顔しているんだよね。
- ・ 公務員という働く側からみても、効率的に一生懸命に働こうというモチベーションは持ちにくいよね。そうか、だからみんなが役所のことをぬるま湯の職場って言っているのか。
- ・ 「田舎に住むからカネがかかる(当時の竹中総務大臣)」んだから、田舎の人は国民(大都市住民)にどれだけ重い負担をかけているか理解してもらわないと困るよね・・・。
- ・ このように危険であり悔しい状況なので、法定外税で自己努力は必要だろう。たしかに法定外税で多額の財源を確保するのはまったく無理だが、何もやらないのは羊の群れと同じ、自己努力をしなくては、嘲笑は少なくなるのではないか。

④ 法定外税の位置付けの変化

～「特定分野の標準を越える独自政策」から「財源難の緩和に向けた自己努力」へ～

- ・ 法定外税の位置づけは、伝統的な地方税財政システムにおいては、全国標準の行政水準を上回る独自行政のための政策課税。なぜならば、標準的な行政水準の財源は、地方交付税によって財源保障されていたから。
- ・ このように特定分野の独自政策のための課税と位置付けられていたため、どうしても目的税として法定外税を構想することが多くなってしまっている。この通例が間違っただけであるという事実は、本日の(資料2)拙稿「法定外目的税の功罪～求められる「普通税志向」への回帰～」(『地方税』平成31年4月号、地方財務協会)をご参照ください。
- ・ ところが、この伝統的な税財政システム、より具体的には地方交付税による財源保障のシステムは、地方交付税の大幅削減と制度改変によって崩壊してしまった。現状では、限られた地方税の税源を自治体間でぶんどり合うところまで状況が悪化している。
- ・ そのため法定外税は、特定分野の独自政策ではなく、全国標準の行政も含め、行政全般の財源充実・財源難の緩和を目指す自己努力の手段という位置付けへと変化した。この変化に伴って、これまでのように目的税ではなく、普通税として法定外税を構想する基盤が明確になった。そのため、これまでの目的税の理論に問題点が多かつたことも、声を大にして語れるようになった(上記拙稿の「2 法定外目的税の「罪」」をご参照ください)。

⑤ なぜ地下水なのか

- ・ ここで語った3点のうち、①は地下水課税の必要性を直接唱えているが、②と③は、自主財源・法定外税の必要性である。つまり法定外税の必要性は理解したが、なぜ地下水という疑問である。そのため、地下水を提唱するには追加の説明をしなくてはならない。それは税の理論に踏み込むことになるので、節を改めて説明しよう。

(2) 地下水に着目した法定外税の必要性

～なぜ地下水への法定外税が正当化されるのか～ <その2>

- ・ ここまで明らかになった要点・・・
 - ① 最も重要な地方自治・課税自主権の観点では、住民代表である県議会が地下水への法定外税を長年にわたって提唱。
 - ② 自主財源の重要性(依存財源の危険性)と普通税である法定外税の必要性は疑いえない。
- ・ したがってここでは、②の事実がなぜ地下水へ繋がるのかを明らかにする。
- ・ 何に法定外税を課すのかという疑問は、目的税的の発想をすると簡単に答えやすい(くどいようだが目的税は適切な考えではない)。

なぜならば、目的税の法定外税構想は、「特定の政策における問題点」から構想が始まるから(この点は上記拙稿の「5 構想のきっかけ: 特定政策ではなく財政難と行政サービスの維持」をご参照ください)。

- ・ ところが普通税は、構想の必要性は理解されても、何から考え始めればよいか分かりにくい。どのような課税客体を、どうやって選択すればよいのか・・・
- ・ そこで重要になるのが、次の2つであり、この2つだけが、正しい意味での法定外税を構想する際の「課税の根拠」である。
すなわち、① 富(担税力)、② 独自課税としての地域性。

- ・ ①富(担税力)とは、租税一般にあてはまる理論であり、課税客体(課税の対象物・行為)が必ず備えていなくてはならない最重要の性質。
端的にいえば、租税は、金銭的な富の存在、もしくは富との関連を想定できるところに課されるのであり、想定できない、すなわち担税力のないところに課されるべきではない。

「課税の根拠」という観点で言えば、この根拠だけで、あらゆる課税が正当化される。富(担税力)さえ担保されていれば、他の説明が一切なくとも課税するには十分である。なぜならば、富以外に課税の根拠として説明されていることは、すでに明らかにしたように、説明しているようで説明ができていないことばかりだからである。あえて言えば、富(担税力)以外の説明は、下にも記してあるように、あくまでもセカンダリーな位置付けの追加説明程度に捉えるのが正しい。

かくして、法定外普通税を構想する際にまず着目すべきは、この地域で富の存在する、もしくは富との関連が推察される課税客体は何かを考えることである。そこで浮かんでくるのが、次の②との関連で、山梨県の名産・名品である地下水である。ただし富(担税力)を考える以上、単なる地下水ではなく、販売目的の採水ないしは地下水の営利目的の利用が課税の対象として浮上してくるのは当然のことであろう。

- ・ ②独自課税としての地域性とは、課税客体に地域の特色や特産物が直接的に反映されているべきということ。法定外税である以上、全国一律の法定税と異なり、地域性を有することが課税の根拠として重要になるのである。
かくして、山梨県の特色・特産は何かが問われることになり、おのずと地下水が浮かび上がる。わが国で最大・最良の産地である。全国に誇るべき名水の土地なのである。

(3) あくまでもセカンダリーな追加の説明

- ・ 普通税の法定外税における「課税の根拠」は、前項の2つ(富と地域性)だが、追加の説明ができないわけでもない。ただし、あくまでもセカンダリーな位置付けであり、この性質のみで課税が正当化されるわけではないし、説明しているようで説明し切れていないのも前述の通りである。
- ・ それではなぜ追加説明に言及するのかと問われれば、追加説明があるとないとでは、法定外税の構想を説明する際の説得力が大きく異なるからである。
- ・ 追加説明とは、③ 行政サービスとの関連が明確な公共性、④ 県民の共有財産という意味での公共性。
- ・ ③行政サービスとの関連を想起できるという意味での公共性については、法定外税の課税と行政サービスとの間に必ず関連は存在するが、この関連が分かりやすく住民の納得をえやすければえやすいほど、課税根拠の説得力は高まる。
例えば、行政サービスからの受益に着目した受益者への課税、あるいは納税者の行為が追加の行政サービスを必要とさせたという意味での原因者に対する課税といった関連である。
- ・ ただし、ここで「関連」という点に特別の注意を払っていただかないと、大変に危険。

注意しなくてはならないのは、租税は、民間の経済取引と違って、行政サービスの「価格・代金」ではない。そのため租税と行政サービスとの関連が明確である必要はなく(明確であれば価格・代金になってしまい、政府が行うべきサービスではなくなり、民間企業に委ねるべきとなる)、あくまでも行政サービスと法定外課税との関連が想起できるという程度の関連であるという点。

政府の行う活動は、そこから生じる利益がどの程度あるのか計ることも、誰にどの程度の利益が帰着するのかを明らかにすることもできない。利益が分からない以上、マーケット上で値付けをすることはできない。したがって政府活動は、行政サービスと無関係に「一方的かつ強制的」に徴収される租税によってしかまかなわれることはできない。

地方税の理論では、「受益」「応益」は認められているが、あくまでも課税に際して「目安」とし「加味する」に留めるべきというのが正しい理論。

- ・ 以上を具体的に言えば、行政サービスから利益を受けるから課税しようと考えたくなるが、実際に利益が発生しているのかどうか分からず、ましてや誰にいくら利益が届いているのか計ることは不可能。したがって、その受益の量に応じて納税者間で税負担を配分できると考えるのは、とんだ大間違いということになるのである。
- ・ 本日、くどいほど「課税の根拠」が存在するようではない、と語っているのは、まさにこの点に理由がある。応益という説明は、考え方として成立はするが、厳密に課税の根拠となるのか、納税者間の負担配分の基準になるのかと問われれば、肯定できる人は誰もいないのである。この点は、2005年の「ミネラルウォーターに関する税」の理論的な誤りとして、後にお話しします。
- ・ ④の県民の共有財産という意味での公共性は、法定外税に必ずなくてはならないわけではなく、地下水の方から発想されるキーワード。①の富と組み合わせるとキーワードの説得力と重要性が圧倒的に高まる。すなわち、地下水に即して言えば、次のようになる。
- ・ 山梨県民が共有の財産として先祖代々護り続けてきた地下水を、特定の法人が私的な営利獲得のために採水し、販売する以上、住民コミュニティから金銭的な要求をされてもおかしくないことではまったくない。

4、地下水に着目した法定外税の課税客体における2オプション

- ・ 以上の検討をした上であれば、構想すべきは普通税の法定外税であり、以下の2オプションのいずれかを課税客体とする。
- ・ 納税者については、いずれも営利(販売)目的で下記のいずれかの「行為」を行う事業者が納税者となる。税の区分から言えば、消費/流通課税ではなく、事業者課税であり、直接税である。(なお、事業者への課税は転嫁されるから直接税ではないといった議論に乗るつもりはない。転嫁されるんだから法人税はなくして、すべて消費税にしてしまうのが良いという特定の経済学派の主張は空論であり、もはや聞き飽きた)。
- ・ 下のオプションを先取りしつつ要約すると、営利(販売)目的で地下水の採水、ないしは採水した地下水を県外移出する事業者に課される申告制の事業者課税であり、したがって直接税に区分される。

(1) 課税客体のオプション1: 営利目的の地下水の採水行為

- ・ オプションの1は、営利目的で行われる地下水の採水行為。
- ・ この場合、課税の位置付けを理論的に整理すると、2通りの説明ができるだろう。この2つは、必ずしも二者択一ではなく、両者の考えを同時に備えていると考えることもできる
- ・ まず第1は、①県民の貴重な共有資産である水資源の採取を事業者に認めることに対する課税であり、営利目的で採水を行うことに対する許可税的な位置付けと言えるかもしれない。

- 第2には、②財政需要を引き起こした原因者/行政サービスの受益者に対して、行政経費の一部を負担させるための課税という位置付けである。ただし、くどいようだが、これが課税の根拠になるわけではないことを理解しておいていただきたい。
なぜ根拠にならないかと言えば、行政サービスの受益量も、惹起したとされる行政需要の量も計ることができないからである。
- なお、ここで「/」で表したように、「特定の行為によって財政需要(行うべき行政サービス)を発生させる原因者」と、「その行政サービスからの受益者」とは、コインの表と裏の関係にある。
例えば流行の宿泊税を例にすれば、一般に「観光振興・基盤整備から観光客が受益をするから観光客の宿泊行為へ課税」と説明されているが、「観光客が来たことによって、観光振興・基盤整備という財政需要が惹起されたので、その原因者である観光客の宿泊に課税」とも言えるのである。
- このように特定政策の「財源確保を目的とする法定外税」の場合は、原因者課税と受益者課税は最終的には同じ理屈になる場合が多い。
- ここで重要なもう1つの点は、納税者が一部費用を負担すると考えられる財政需要については、最大限と言っても良いほど幅広く考えるべきことである。
というのは、先に記したように、行政サービスの利益というのは測定不可能であり、地下水保全に結果として繋がる行政サービスはたくさんあると思われるから。
例えば、地下水の水質維持せよ水量保持にせよ、特定の行政サービスのみ依存しているわけではない。むしろ複数の幅広い行政サービスの集成的な成果であろう。
- さらには、「行政サービス」「財政需要」と記しているが、単に役所の行う努力だけに限定するべきではない。住民や第3セクターの行う地下水保全の行為も、「擬似的な行政サービス」と考えるべきであろう。先に記したように、県民の共有財産として、先祖代々、地下水の広い意味での保全をする努力を自治体の構成員全体で行ってきているはずだからである。行政がやるか住民・第3セクターがやるかは、この点では区別する意味はないのである。

(2) 課税客体のオプション2: 営利目的で採水した地下水の県外移出行為

- オプションの2は、営利目的で採水した地下水を販売するために県外へ移出させる行為
- このオプションが構想される根拠は、地下水が県民の共有財産であり、先祖代々にわたって大切に守ってきた資源であるという事実。すなわち、県民の共有財産のうち、県外へ持ち出されて販売される分にだけ課税を行おうという構想。
- したがって、逆に言えば、県内販売・県内消費の分には課税しない、免税にできるというのが、このオプションのメリットになる。
- 上記のオプション1の①の観点にも近いが、県民財産を営利目的に利用するから課税するという考えが正当化される以上、先祖代々守り続けてきた人々を税負担の対象から外すというのは、しごく合理的な考えであり、理屈に合致する正当な仕組みと思われるのである

5、オプション1(採水課税)における課税標準の算定

～求められる控除および課税最低限の設定～

- オプション1の「採水への課税」を選択する場合、課税標準は採水量となるが、その全量ではなく、控除を設定して、課税最低限を設けるのが必須だろう。
- なぜならば、ここで構想している法定外税は営利目的の採水に課税するわけだが、その採水が営利目的かどうかの判断は、採水量の多いことによって判断するのが効率的だからである。すなわち、多少とも極端な表現を用いれば、採水量が台規模な事業者を自動的に営利(販売)目的の事業者として、当該事業者のみを納税義務者とするのである。
- このような控除すべき水量の設定し、課税最低限を設けて納税義務者を決定するという手法は、租税において忘れてはならない別の観点からも是非とも必要とされる。その別な観点とは、5ページに記した「①富(担税力)」への配慮であり、租税の全般に当てはまる理論である。

すなわち、控除を認めて課税最低限を設定するのは、営利目的であっても担税力に乏しい中小規模の事業者を課税から外すという意味も有しているのである。

- ・ 課税標準の算定において、もう1つ設定すべきではないかと考えられる控除は、採水量のうち、事業に用いた後に、綺麗にして河川に戻す場合には、その戻す水量を控除することである。
- ・ この考えは、6ページの「①県民の貴重な共有資産である水資源」という考え方が強ければ強いほど説得力が高まるであろう。
また同時に、行政や住民・NPOの行う地下水保全事業が、水質よりも水量に重点を置いている場合には、より正当性が高まるであろう。
- ・ この考えに対して、「河川に戻しても下流の神奈川県、そして海に流れ去ってしまい、山梨県の水資源とは関係がない」と言われるかもしれない。しかし、言うまでもなく地球上の水は循環するので、最終的には地下水に戻ってくることは否定できない。実際、山梨県の「地下水涵養事業」として、地下水自体の保全ではない事業が認められているのは、この考えに基づくものであろう。
→「本検討会の第1回議事録」→敷地内涵養の具体的な例は、事業所の中の緑地、雨水浸透枳、透水性の舗装です。敷地外涵養の例は、敷地外において行う植栽や下草刈り等の森林整備、農地の管理。

6、キーワードの要約

- ・ 10年以上にわたって住民の代表である県議会が「地下水課税」を提唱しているのは決定的に重要。
.....
- ・ 主たる財源が国に依存する地方交付税という現状は、大変に危険かつ悔しい嘲笑
しかも、その交付税による財源保障の崩壊によって、法定外税は一般的な財源調達手段へと変質
かくして自主財源の拡充という自己努力を示すべく、普通税としての法定外税が必要
- ・ 法定外税の必要性が分かったところで、なぜ地下水に着目するのか・・・
- ・ 租税の課税根拠として重要な①富(担税力)と、法定外税の課税根拠として重要な②
独自課税・地域性を勘案すれば、課税の対象はおのずと地下水になり、課税客体として考えられる
のは、①採水行為、もしくは②採取した地下水の県外移出行為となる。
- ・ 課税標準は、控除を設けて課税最低限を設定すべき
控除その1 一定の中小規模の採水量を控除 → 課税を営利目的へ限定、中小事業者の免除
控除その2 採水事業で使用後に綺麗にして河川に戻した水量の控除

ご参考までに・・・2005年「ミネラルウォーターに関する税」構想の概要と理論上の過誤

1 「ミネラルウォーターに関する税」と「地下水に着目する法定外税」との関連

- ・ 「ミネラルウォーターに関する税」が実現しなかった理由は、以下のように、当時の構想が理論的に破綻していたため。
- ・ 地下水採取等に課税をすること自体が間違いだったわけではない。
- ・ 両者の関係は、地下水に注目したという1点のみ共通するだけであり、理論的な関連はまったくない。

2 「ミネラルウォーターに関する税」頓挫の理由

- ・ 「ミネラルウォーターに関する税」は、以下のような理論構成で提唱されていた。

- ① 地下水資源は、山梨県民共有の財産・資源ともいべきものであるが、これは、山梨県が行う森林整備などにより育まれたものである。
- ② 採取した水そのものを販売して利益を得るような事業活動は、他の事業活動とは異なり、地下水資源や森林整備から特別の受益を得ていると考えられる。
- ③ この税は、森林整備に要する費用について、受益者負担の考え方から、特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に一定の負担を求めるものである。

- ・ この提唱が理論破綻ない論理破綻していた理由は、次のように説明できるだろう。
- ・ ①のように、37府県で行われている「森林環境税(山梨県も2012年から)」の理論から始めたにもかかわらず、途中の②から「特別な利益」というキーワードを持ち出して、事業者課税へ変質させてしまったために、理論の首尾一貫性を欠いてしまった。
- ・ ①の理論で行けば、県民への定額課税となるはず(実際に36府県でそのように実施されている)のに、それが「特別な受益」を受ける事業者へとねじれてしまったので、反論したい納税者にとっては大変に有利な、攻撃すべき隙だらけの理論構築になってしまった。
- ・ 反撃したい事業者にとって格好の攻撃のネタになったのが、「特別な受益」である。本日くどいほど繰り返してきたように、受益・応益は測定することが不可能であり、厳密な意味で課税の根拠とはならない。その測定できないものを「特別な受益」が存在すると主張して、だから課税するとしてしまったので、単純に反論されただけでも、何らの説明もできない状況へと追い込められた。